次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（環境施設の配置） **第四条**　環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき市町村準則が定められた場合（以下「市町村準則が定められた場合」という。）又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。	（環境施設の配置） **第四条**　環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）が百分の十五以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。ただし、工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条の二第一項の規定に基づき市町村準則が定められた場合（以下「市町村準則が定められた場合」という。）又は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が百分の十五未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

○厚生労働省告示第二百七十八号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）附則第五条及び第五条の二の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十九年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額（平成二十九年厚生労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正したので、同令附則第十一条第二号及び第三号の規定により公示する。

平成二十九年八月十六日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線で付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		
区　分	率又は額	
（略）	（略）	
省令第八条第二項第二号に規定する率	（略）	

改正前		
区　分	率又は額	
（略）	（略）	
省令第八条第一項第二号に規定する率	○・九九〇四	
	二二八五	

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
省令附則第五条に規定する総報酬割概算負担率	○・○○八○ 九三一一	
省令附則第五条の二に規定する補正後第二号被保険者一人当たり負担調整見込額	一、一九九円	
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	（新設）	（新設）
（略）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）

○経済産業省告示第百九十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を改正する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十九年八月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　［略］	一　［略］
二　［略］	二　［略］
二の二　［略］	二の二　［略］
三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。 1～8　［略］	三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。 1～8　［略］